

ロシアにおける模倣品対策

Gorodissky & Partners
Vladimir Biriulin



ロシアはBRICs諸国の1つであり、急成長しつつある市場の重要な地域を形成している。多くの外国企業がロシアの動向に注目し、投資について検討している。知的財産はいかなるビジネスにおいても切り離すことのできない要素であり、企業はロシアにおけるその存在感を増すほどに知的財産に関する権利を保護することに積極的となる。ロシア法の制定は1992年に遡るが、その日の浅さにも拘わらず幾つかの重要な段階を経てきており、幾度かに亘って重大な改正を受けている。近時の最も重要な出来事が2008年にあり、この年には従前の法律が単一源、即ち民法第IV部に集約された。同時に重要な改正もなされた。改正は従前の法律のもとで明らかであった問題だけでなく、旧法下で十分な注意が払われてこなかった論点にも関連している。

結果として堅固な立法構造が構築されるに至った。これは、他国によって蓄積された経験によるものでもあり、また知的財産の所有者が権利を適切に登録するだけでなく、侵害の場面においてもその権利の保護を受けることができるようにするための全ての整理を含むものであった。

同時に、権利行使の制度も発展した。前世紀の90年代初頭では、権利行使の制度はあらゆる種類の侵害事件を取り扱うに足る十分な経験を有していなかった。しかし、年が進み市場が日増しに進展するに従って、法の執行機関の注意を要するより多くの侵害事件が現れるようになった。初めに、90年代初頭の侵害事件の件数は少なかった。潜在的侵害者においても新たな状況に適合するのにかなりの長期間を要した。ある意味で侵害が法の執行機関の教育に寄与したとさえいえる。現状は目に見える法の存在、経験を積んだ法の執行機関及び侵害事件の安定した件数（前年においてはこの数が急増したが、これは権利行使制度の成長の現れである）によって特徴付けられており、これはロシアの権利行使実務がその青年期を終え、成熟期に

入ったことを意味している。

今日においてロシア法は、知的財産権者がロシアにおいて侵害事件に遭遇した場合でさえもあらゆる状況に対処し得る、包括的且つ一貫性のある法的手段を提供する。

法律

民法第IV部は知的財産にのみ関連する。しかし、これに先立つ3部において知的財産にも関連したより一般的な幾つかの規定が置かれている。基本的には、民法第IV部における次の条項が模倣に関連する：第1229, 1252条（総則）、第1484, 1515条（商標）、第1358, 1406条（特許）。事例によっては民法第IV部の他の条項も知的財産権者の主張を支持するのに役立つであろう。

民法の規定は民事訴訟が提起された場合に用いられる。

行政犯罪に関するロシア連邦法の規定は行政訴訟が提起された場合に用いられる。この種の訴訟は政府機関により、しばしば知的財産権者の補助を得ながら進められる。関連する行政法の条項は第7.12条（特許）、第14.10条（商標）、第14.33条（不正競争）である。

ロシア連邦刑法は上記2法に比べてその適用が制限される。その理由の1つは刑事事件について訴えを提起するのに金銭的なしきいが存在することであり、知的財産権者はある一定の損害を被らざるを得ない。商標においてこれは約30,000ドルであり、特許の場合に損害は法廷の裁量によって決定されるが、このことはなぜ特許に関する刑事事件の件数が特に少ないのかを説明している。関連する条項は第147条（特許）、第180条（商標）である。

競争保護法は、その名称によらず、なかでも特に不正競争を取り扱う。この法律の関連する条項は第14条である。

ロシア連邦税関法は、「税関の講じる特定物品に関する措置」を規定する第38条において知的財産権、即ち著作権及び商標権を行使するための水際措置を取り扱う。実際は、ロシア、ベラルーシ及びカザフスタンを網羅する税関共同体法によってロシア税関法が取って代わられている。しかし、この共同体法は共同体によって採択されている一方で、本稿を執筆している2010年8月の時点で未だ発効していない。各国が共同体税関法に準拠すべく国内法を適合させる必要からであるが、これは未だなされていない。同時に、共同体法には去り行くロシア税関法との共通点が多いことにも留意すべきである。両者の相違は後に説明する幾つかの点にある。

幾らかの範囲までであれば消費者権利法及び広告法を適用することも可能である。消費者権利法は、消費者は物品の製造業者及び出所を知らされるべきとする趣旨の規定を含んでいる。この規定は商標権の保護に近い関係を有していることが分かる。同様に、広告法も虚偽及び不正な広告を許容しないとする趣旨の規定を含んでいる。

政府機関

裁判所

ロシアの裁判所は通常管轄権の裁判所と商事裁判所（ロシア語では仲裁裁判所）との2部から成り立っている。通常裁判所は当事者の一方が自然人である場合に適切な裁判籍である。仲裁裁判所は双方の当事者が法人である事件を審理する。事業は通常法人によってなされるから、知的財産事件の大半は仲裁裁判所に提起される。通常裁判所は、例えば、個人の特許権者が存在する場合及び他の幾つかの事件において機能する。事件の殆どが商標権侵害事件であり、商標というものが法人又は個人の企業家（この場合には法人に等しい）によって所有され得るので、絶対的多数の知的財産事件は仲裁裁判所で審理される。

経験上、知的財産事件の法廷での審理においては専門家の知識が求められることがしばしばであるので、知的財産裁判所はロシアで立ち上げられることが決定

された。あらゆる意見をもとに2012年までには始動すべきこととされた。

民事訴訟

民事訴訟手続は幾分合理化されており、簡素である。知的財産権者は、自身の特許権又は商標権が侵害されていることを発見した場合に証拠を収集し、訴訟の準備を行い、それを適切な裁判所（通常は被告の所在地）に提出することができる。いかなる訴えの提起が計画されていようとも（民事、行政又は刑事）、警告書を送付することが検討されるべきである。実務的には、多くの事件において警告書によって問題が解決し、侵害が中断されているからである。この簡単な対策はまた、多くの事件において更なる訴訟費用が生じるのを回避し、経費を節減している。

訴えが提起された後、形式要件に関して書類の適法性が点検される。何らかの書類に不備がある場合は、当事者は訴えを補完するように求められる。書類が適式である場合は、予備審理がその後数週間以内の日程で予定される。予備審理では、裁判所は当事者の請願を審理し、証拠が充分であるかを判断する。

当事者は自身の見解を説明し、追加の証拠を提示することができる。友好的な合意で終結する場合もある。当事者が和解に至らない場合は、裁判所は実体審理の日程を調整する。

実体審理の結果を受けて裁判所は判決を下す。原則的には、第一審判決に至るタイムフレームは3～4週間である。この期間は、例えば、専門家の報告書が求められた場合に長期化し得る。この場合は、裁判所は技術的な専門知識を要求し、その専門家が必要とする時間だけ審理期間を延長する。第一審判決については控訴裁判所に提訴することができる。控訴裁判所は事件を初めから審理し、第一審判決を支持するか、独自の判決を下す。控訴審判決については破棄裁判所に上訴することができ、破棄裁判所は第一審及び第二審の判決が合法であったかを審理するとともに、法律が正しく適用され、手続規則が遵守されたかについても審理する。審理の結果、破棄裁判所は第一審又は第二審の判決を有効とするか、前判決の双方をも覆して独自の判決を下す。破棄審判決については最高裁判所に上告することができる。最高裁判所は監督審であり、いかなる判決をも支持又は変更することができる。

最高裁判所は当事者不在の協議を行い、決定を下し

て上告を却下するか、審理のためにこれを受理する。後者の場合は、裁判所は事件の実体について審理する最高仲裁裁判所幹部会に回付する。ここでは当事者の参加が可能である。

救済手段

権利者は、知的財産の種類に関わらず、侵害者に対して次の事項を要求することができる（民法第1252条）。1) 権利の確認、2) 権利を侵害し又は侵害のおそれをなす行為の停止、3) 知的財産をその権利者の承諾なく使用し又はそうでなければ排他的権利を侵害することによって損害を与える者による損害の賠償、4) 製造業者、輸入業者、小売業者、卸売業者等からの素材媒体の除去、5) 判決の公開である。

知的財産と結合した物品の製造、流通、輸入、輸送又は保管が知的財産権者の権利を侵害するものである場合は、そのような物品はその所有者に対する補償なく廃棄される。侵害行為をなすのにその大部分（裁判所によって判断される）が使用される設備及び材料は、裁判所の決定によって押収され且つ侵害者の負担において廃棄される。

商標権侵害に対する責任

まず第一に、法（第1515条）は、物品、ラベル、商標が不法に付された物品のパッケージが模倣品として認められるべきことを明らかにしている。この定めは何が模倣品であるかの議論を回避するのに重要である。商標権者は市場からの侵害品の撤去及びその廃棄を求めることができる。侵害に付随した書類、広告、看板が存在する場合は、被疑者はまた、それらの媒体から商標又は混同を生じさせるほどの類似標章を除去しなければならない。商標権者は、逸失利益を含め被った損害の完全な賠償を求めることができ、又は賠償に代えて、侵害者からの補償を求めることもできる。補償と賠償との違いは、商標権者が侵害によって自ら被った損害を証明しなければならない一方、補償を求める場合は、法廷において単にそれ（約170,000ドルまで）を求めればよく、裁判所がその求めを容認するか又は決定によって減額する点にある。補償の他の代替は不法にラベルが付された物品の倍額又は標章使用権（ライセンス）の倍額を求めることであり、これは対比し得る状況で支払われる金額を基準に算定される。

商標権者は、法によって与えられた機会をよく承知しており、自らの判断においてそれを使用している。2009年に起きた訴訟事件の1つでは、KVARK社がALFATEX社（他3社）に対してモスクワ仲裁裁判所に民事訴訟を提起した。訴えの内容は、製品のパッケージについて自身が有する著作権の侵害を停止し、商標“SCUMVON”（登録番号第368457号）の不正使用を停止することであった。当該商標のもとで湯垢除去剤が販売され、商標及び著作権の不正使用のための補償は総額で33,000ドルであった。原告は当該製品のパッケージが著作権による保護を享受するものとして信じていた。



（商標登録がなされたオリジナル商品である。）

下図は被疑パッケージを示す。名称は異なるものの、図柄はオリジナルの“SCUMVON”のものと混同を生じるほどに似ている。



モスクワ仲裁裁判所は原告の訴えを一部で容認した。即ち裁判所は、被告に対して商標及びパッケージデザインの使用を禁止するとともに、商標の不正使用に対する3,300ドル及び著作権の侵害に対する700ドルのALFATEX社からの補償を命じた。裁判所は商標の不正使用について他の3社に対しても夫々700ドルの補償を命じ、これは請求額の約20%に相当する。先に指摘したように、商標権者は賠償請求か補償請求かのいずれをも選択することができる。損害を立証するのが困難な場合は、商標権者は証明が不要な補償を選択する。しかし、裁判所は裁量で補償請求を加減する場合があります、本件はまさにこれがなされた事

例である。

ALFATEX 社及び他の 1 社が裁判所の判決に対して控訴し、控訴裁判所は第一審判決の一部を修正し、著作権に関する請求部分について棄却し、ALFATEX 社からの補償を 3,300 ドルに、他の被告からの補償を 250 ドルに減額した。

原告は、著作権に関する上記判決部分について控訴審判決を不服とし、破棄裁判所に上訴した。

原告は著作権に関する部分について控訴審判決に不服であり、破棄裁判所に上訴した。原告は破棄裁判所に対して第一審判決の容認を求めた。原告は控訴裁判所による民法第 1270 及び 1259 条の規定の適用に誤りがあったと考えていた。破棄裁判所は前審の判決を詳細に検討し、第 368457 号商標権の侵害がまさに存在したと認めた。著作権について破棄裁判所は、原告は自身のパッケージについて裁判所に意匠特許を提示しなかったとして、控訴裁判所による著作権に関する訴えの却下は適法であったと指摘した。裁判所は、パッケージの保護は意匠特許によって可能であるとの前提に立っていた。裁判所は、著作権は作者の創造的活動の結果である科学、文学及び芸術の所産に及ぶことを明らかにした。原告は著作権について訴えを提起する一方で、湯垢除去剤のパッケージを上記のどの分野に帰し得るかを主張しなかった。特許可能な主題の保護は、対応する主題の登録日から開始される。原告は意匠についての特許を有することを立証しなかった。結果として、破棄裁判所は控訴審判決を支持した。

公正のため、本事件は意匠に関する著作権が主張された最初の事例ではなかったことに留意すべきである。多くはないが、意匠として保護され得る立体物品の所有者が法廷において著作権を主張した事件が存在する。事件の結果はその物品についてどのような創作的活動がなされたであろうかに依存する。もし立体物品又はパッケージ上の絵が正に創作的活動の所産であるならば、そのような物品は著作物であると認められ得る。意匠として保護することもできた品物について著作権を認めた判決がある。これは繊細な問題であるので、物品の専門家たびたびの関与が必要となる場合もある。いずれにしても、KVARK 事件は様々な審級の裁判所による市場状況の適切且つ詳細な分析を示している。これはまた、司法制度が起り得る過ちに対する妥当なセーフガードを有していることをも示している。

意匠特許

意匠に関する特許権の侵害は、商標に特有な補償を除けば同じ結果を生じさせる。訴訟手続の費用は国家手数料と、弁護士手数料を含む訴訟手続費用とからなる。国家手数料は、訴えを提起する際に訴えの額をもとに算出される金額を支払わなければならない。例えば 3,000 ～ 7,000 米ドルの訴えについて、約 120 米ドルに 3,000 米ドルを超える分の 3% を加算した額となる。訴えの額は原告によって定められなければならない。裁判所は訴えを支持する提出証拠を審査し、必要であれば原告の誤りを指摘する。仮差止の申立を提出する際の国家手数料の額は、約 150 ドルである。

仮差止

裁判所は、被告に対して訴訟の主題に関する行為を禁じ又は被告財産の差押を命ずる仮差止について判決することができる。裁判所はまた、救済方法が訴えに応ずる限り、他の種類の差止を命じ又は一度に複数種類の差止を命ずる場合もある。差止の申立は、原告がそのような申立を裁判所に提出した日の遅くとも翌日までに裁判所によって審理されなければならない。差止による措置は、訴訟手続のいかなる段階においても次の理由によって適用することが可能である。即ちそのような救済方法が適用されないとすれば、裁判所の判断を執行することが複雑となるか又は不可能となるであろうことである。差止を命ずるに先立ち、裁判所は、被告に起り得る損害に対して、裁判所が決定した額の保証金を裁判所に支払い又は銀行保証書、担保若しくはその額に応じた他の金銭的保証を裁判所に提示することによって差止を保証するよう、原告に要求し又は提案することもできる。訴状に記載された原告の重要な要求の範囲において、相互保証の額が定められる場合もある。相互保証を請求額の 50% 未満の額とすることはできない。原告が相互債務を請け負う限り、裁判所は差止を拒否することができず、これを認めなければならない。

裁判所は、例えば法廷が標章と被疑侵害名称との類似性について判断するのに十分な能力を備えていないと感じた場合に、専門家を指名することができる。専門家の参加は、係争当事者によって求められる場合もある。この場合は、専門家に支払われる報酬が訴訟手続費用に加算される。

実務上、第一審判決を得るまでには、弁護士手数料

を含めて 15,000 米ドルの費用がかかるものと見積もられる。権利行使は、(必ずしもそうではないが) 通常、被疑侵害者に対して警告状を送付することから始まる。知的財産権者は、この警告状の段階を省略して侵害事件を開始させることもできる。

被害者はときに、損害の補填を求めることなく、単に侵害の停止のみを希望する。そのような求めを伴う事件の一例がシベリア中央の都市、クラスノヤルスクであった。



Yanezh 社は、Kreativ 社及び Uspek 社に対して、“Mini sauna bath “Sibirskaya Zdravnitsa” の名称のもとでの製品の販売停止を求めてクラスノヤルスク(シベリアの都市) 商事裁判所において民事訴訟を提起した。被告によって販売されていたこの小型サウナは、原告によって取引されていた製品と混同を生じさせるほどに類似しており、この製品は、第 65448 号意匠特許 (“Mini sauna bath “Kedrovaya Zdravnitsa”) によって保護されていた。第一審裁判所は原告の訴えを退けた。

原告は第一審判決に対して控訴裁判所に上訴し、控訴裁判所は原告の訴えを認めた。ここで、被告の一方である Uspek 社がこの判決に対して破棄裁判所に上訴し、第一審判決の容認を求めた。

他の国々とは異なり、ロシアでは、意匠について、その本質的特徴が権利請求されるべきであるという点において発明に関するものと同様の権利請求範囲が求められる。意匠に関する特許権は、侵害物品がその意匠の写真から見出され且つ意匠の本質的特徴の一覧に挙げられた本質的特徴の全てを用いたものである場合に、侵害されたものと認められる (Art. 1377.2 CC RF)。本事件では、被告は、第二審判決は当該意匠の全ての本質的特徴が使用されたと述べたが、これは事実ではないと反論した。被告によれば、「物品の本体

はその側面に開口を備える」との本質的特徴は使用されていなかった。

破棄裁判所は本事件を審理し、第一審裁判所は原告が特許された意匠の全ての本質的特徴の使用の事実を証明していないとの事実から出発したと述べた。控訴裁判所は逆に、全ての本質的特徴が使用されたとの結論に達した。破棄裁判所はこの控訴審判決を容認し、控訴裁判所の判決は正当であり、包袋に含められた証拠(被告の広告、インターネットサイトの印刷、価格表、パンフレット等)によるものであると指摘した。サウナに関する専門家の報告書も存在した。報告書では、本質的特徴は被告製品において使用され、特許意匠と侵害意匠との構造上の相違は侵害があったとする大筋の結論に如何なる方法においても影響するものではない、と結論付けられた。この裁判所判決は、潜在的侵害者に対して、僅かばかりの変更を導入することによっては意匠特許を回避することはできないであろうことを示唆している。

刑事訴追

商標

ロシア連邦刑法第 180 条は商標侵害に対して刑事罰を科す。侵害が刑事的であるに足るためには、商標の不正使用によって生じた損害が 50,000 ドル未満であったり、単に再発したというだけであったりしてはならない。刑事告訴がなされると、被疑侵害者には 70,000 ドル以下若しくは被告の給料その他の所得の 18ヶ月以下の期間分に相当する額の罰金、又は 180～240 時間の義務作業若しくは 2 年以下の強制労働が科される。そのような行為が共謀の結果生じ又は組織ぐるみの団体侵害者によってなされた場合は、罰金額は 33,000 ドルから 100,000 ドルまで若しくは被告の給料その他の所得の 2 年以下の期間分に相当する額に変更され、又は 4～6ヶ月の禁固刑が科されるのに対して、そのような犯罪に対する懲役期間は 6 年にまで及ぶ。

工業意匠

工業意匠の違法使用には刑事責任が伴う。刑事罰は生じた損害の額に応じて適用される。刑法第 147 条は特許権侵害に対して罰則を科している。侵害者に対する刑事告訴は工業意匠の不正使用によって生じた損害が重大である場合に可能である。刑事告訴がなされる

と、被疑侵害者には70,000ドル以下若しくは被告の給料その他の所得の18ヶ月分に相当する額の罰金、180～240時間の強制労働又は2年以下の懲役が科される。そのような行為が共謀の結果生じ又は組織ぐるみの団体侵害者によってなされた場合は、罰金額は33,000ドルから100,000ドルまで若しくは被告の給料その他の所得の1～2年分に相当する額に変更されるのに対して、そのような犯罪に対する懲役期間は5年にまで及ぶ。

行政執行

知的所有権の行政執行は、その権利者が利用することのできる有効な救済手段の1つである。行政執行はロシアにおいて総じて長い歴史を有する。従って、既存の行政構造に知的財産の要素を追加することは非常に円滑であった。他の利用可能な救済手段を行政執行と比較すると、行政執行は民事又は刑事の訴訟手続（時間の長さの観点においてほぼ等しい）と比べて時間がかからず、またこの演劇（“play”）における係争当事者が政府機関の1つであり、知的財産権者は第三者の役割を演じて政府機関が法廷において訴訟行為をなすのを補助するため、知的財産権者にとってより経済的であることに留意すべきである。行政執行の結果は侵害を中止させ及び侵害者に対して罰金を科すことである。知的財産権者が賠償を求めることはできない。

行政執行は自治体及び経済警察によって、税関、連邦独占取締機関によって、更に幾らかの限られた範囲について取引検査機関によってなされる。行政手段による権利保護を検討する場合は、次の法律を考慮すべきである。即ち行政犯罪法及び競争保護法である。

行政犯罪法

この法律自体は国民生活の全ての局面に適用される。この法律には実体部分と手続部分とがあり、特に知的財産を扱う多くの項が含まれている。

第7.12条 著作権と隣接権、発明者の権利及び特許権の侵害

工業意匠は特許権によって保護されるので、本条を適用することができる。侵害者に科される罰金は侵害者によって変わるが、最高額は1,000ドルよりも若干多い程度である。侵害物品の差押は本条では想定され

ていない。繰り返しの侵害行為は上で述べた刑事訴訟に繋がり得る。

第14.10条 商標の不正使用

実際は、本条はサービスマーク及び原産地名称にも関連している。商標、サービスマークの不正使用、及び混合を生じさせるほどに類似する名称の不正使用は、侵害者に応じて1,000ドルを僅かに超えるまでの額の罰金により、本条に従って罰せられる。商標が不正に付された物品は差し押さえられ、場合によっては破壊される。

第14.33条 不正競争

本条は知的活動の成果（本例においては意匠）及び物品の個別化方法（商標）を不正に使用した物品を販売する態様での不正競争行為を禁止する。本条による罰は侵害者総所得の1/100～15/100の範囲で定められる額の侵害者に科される罰金であるが、これが3,300ドルを下回ることはない。

行政執行が知的財産権者のためのより簡単な選択肢であり、行政事件がときに知的財産権者なしで開始されることを考慮して、この部門の権利行使は常に政府の監視下にあり、行政事件の件数は極めて多い。行政事件の典型例は次のようである。

ルイ・ヴィトン事件

内務省侵害対策センターは、Norwood社を相手取り、行政犯罪法第14.10条をもとに2009年12月にサンクトペテルブルク商事裁判所に行政訴訟を提起した。裁判所は判決を下し、侵害者に対して1,000ドルの罰金を科すとともに、警察報告書に基づき差し押さえられていた物品を押収した。侵害者は控訴裁判所に上訴せず、破棄裁判所に直接上訴した。侵害者は、自身の見解によれば第一審裁判所は行政犯罪法第14.10条及び民法第1229、1477及び1484条の規定を誤って適用したことを理由に、控訴裁判所を省いたのである。法の適切な適用を検査するのが破棄裁判所であることは、先に述べたとおりである。侵害者の見解では、行政機関は原告の商標権が侵害された十分な証拠を示していなかった。裁判所は、行政機関が模倣品との疑いのある3つの婦人バッグが被告に属する店舗において商標“Louis Vuitton”を表すラベルを付して販

売されていたことを発見したことを明らかにした。この物品は押収され、報告書が作成された。侵害者は、自身が商標権者との間に当該物品の販売に関して契約を有することを立証できなかった。バッグは商標権者の代理人に引き渡され、その代理人によってバッグについて鑑定がなされ、当該バッグが模倣品であることが立証された。商標権者が自己の製品カタログにそのようなモデルを有していなかったことから、物品の模倣品性は容易に証明された。しかし、侵害者は、押収された物品と鑑定がなされた物品とが同一であったことを立証するのは不可能であると反論した。裁判所は、鑑定のためのバッグの模写は適切に文書化されたことを理由に、侵害者の主張を退けた。結果として、破棄裁判所は第一審判決を支持し、その判決を容認した。この一見単純な事件は、侵害物品の数が少ない場合でさえも行政組織に侵害者を捕らえる準備があることを示している。行政組織に必要なのは、商標権者の協力だけである。

競争保護法

行政法の上記条項は知的財産の主題の不正使用である侵害を非常に一般的な方法で記載し、またそれに対する罰則を定めている。この条項とは異なり、競争保護法第14条は何が不正競争たり得るかを詳しく述べており、事業に損害を与えるおそれのある誤った又は歪められた情報の曝露（この規定は知的財産についてはまれにしか用いられない）、知的財産（例えば、意匠又は商標）が不正に使用された物品の販売又は他の方法によるマーケティングである。本条項は、先に引用した行政法の規定に影響する。第14条の他の規定は、不正競争はそれが個別化手段（例えば、商標）の独占的権利の取得及び使用に関連するものである場合においては許容されるべきではないとする。この規定は、特許庁のデータベースに剽窃登録を殺到させ、真正の商標権者を恐喝する商標剽窃者と争うことを可能とするものであることから、おそらくこの法律のなかで最も重要な規定であろう。

政府機関

警察

行政訴訟を提起するための手続は、正義を求める他の方法と比べて簡素化されている。商標又は意匠の権利者は、警察に対して請願書を提出して、どの権利が

侵害されたのかを説明しなければならない。侵害の性質について詳細に述べるとともに、(訴訟の)表題に関する権利を証明する文書を添付する必要がある。これは商標登録書の写し又は特許証の写しであってよい。文字商標の侵害のように侵害が明らかである多くの場合は、登録書の写しで充分である。一見しただけでは実体が明らかでない図形商標又は特許が存在する他の場合は、専門家の見解が求められることもある。通常は、それは当該主題に関する公的権威機関である特許庁か、ロシア特許弁護士かの報告書である。

請願書は侵害行為地の警察署に郵送されるか、手渡しで運ばれる。警察は行政調査を開始し、手入れを行い(必要であれば権利者の代理人を同伴する)、侵害品を押収する。警察は侵害について報告書を書き上げる。報告書を作成し及び侵害品を押収した後、警察は収集した証拠、文書及び被疑侵害者を裁判所に引き渡す。当該行政事件は侵害行為がなされた地の裁判所で審理されることになる。

審理の結果、裁判官は行政法の該当条項、即ち上記第7.12及び14.10条の定めによって行政罰を科す。裁判所はまた、警察の手入れの際に押収された模倣品をロシア連邦財産基金に引き渡し、ここで模倣品の廃棄が準備される。

税関

税関の運営はロシア連邦税関法に基づく。この法律はまもなく税関規制法に置き換えられる予定である。それは税関共同体法が発効する時点である。

税関は知的財産の一覧表を有する。著作物及び商標のみがこの一覧表に含まれている。意匠特許又は他の権利主題については含めることができない。2010年8月現在において、このロシア税関表には約1500の主題(著作権及び商標)が登録されている。表の大部分は商標に割かれている。税関共同体は共通の税関知的財産登録表を備える予定であり、これは各国の税関登録表と並存することになる。共同体税関法は、総じてロシア税関法と基本的にはほぼ同じ規定を有する。違いとして、一覧表の最初の登録期間を挙げることができる。ロシアにおいて現在のところこれは最長5年であるが、共同体法では2年となる予定である。当該知的財産権が有効なものである限り、登録は無限に延長することが可能である。

税関によって模倣品との疑いが見出された場合は、その通関は10日間停止され、これは更に10日間延長することが可能である。現在のところこの規則はロシアに存在するが、共同体法においても同じ期限が定められている。共同体法は、当該商標が共通登録表に含まれていない場合でさえも物品の差押を認めている。留置期間は7日である。物品が税関によって適切な理由もなく差し押さえられた場合に、税関は輸入者が被った損害を補償しなければならないことに留意することは有益である。これは、税関が自発的に物品の通関停止を決定する前により慎重を期すことを意味する。商標が登録票にあり且つ商標権者が税関に請願書を提出した場合は、物品の不正な差押の責任はその商標権者に帰する。輸入者に生じ得る損害の補償を担保するため、商標権者は自身の債務に10,000ユーロ以上の額の保険をかけなければならない。

商標が登録票にはあるが、商標権者が請願書を提出したのではない場合は、物品は税関によって解放される。疑わしい模倣品の国境を越えた取引について商標権者が税関から定期的に情報を受けているものの、商標権者が税関に協力的でない場合は、税関は商標が付されたそれらの物品を監視する負担を減らすかもしれない。

商標権者が税関に対して請願書を提出すると、税関は行政犯罪の報告書を作成し、当該事件は裁判所に移管される。裁判所は事件を審理し、侵害者に対して行政法の規定に従った罰金を科し、更に押収した物品をロシア連邦財産基金に引き渡すことを決定し、ロシア連邦財産基金はその模倣品の廃棄を準備する。

ロシア税関は、商標が付された物品の取引を監視することに於いて現下最も活動的な政府機関であることを指摘しなければならない。税関の活動を理解するには、Gorodissky & Partners 法律事務所が毎週幾ダースかの税関通知書を受け取っているに過ぎないことを述べれば充分であろう。残念ながら商標権者からのフィードバックによっては全てを満足させることはできない。国境を越える物品が少ないため、税関は大抵、侵害者を告訴することを拒否する。税関は物品を解放し、その物品は市場に流れて知的財産権者の不十分な保護の漠然として誤った印象を形成していく。

並行輸入

民法第1229条は、他人は真正権利者の承諾を得ず

に個別化手段（例えば、商標）を使用することができないことを定める。第1252条(4)は、個別化手段が表された（換言すれば、商標を表すラベルが付された）素材媒体（物品）の輸入が商標権者の権利を侵害する場合は、そのような物品は模倣品とみなされることを定める。第1487条は、物品が商標権者自身によるか又は商標権者の同意を得てロシア国内で流通に置かれた場合は、権利侵害は存在しないことを定める。ロシアにおける権利消尽の法理が国内に限られ、並行輸入が認められないことは、これらの規定及びこの法律の他の多くの規定から導かれる。並行輸入が行政犯罪法のもとで税関によって訴えられたことが過去にあった。後に最高裁判所は司法実務を訂正し、並行輸入に関して行政措置は適用されないことを示すとともに、相反する結果を伴う多くの民事訴訟事件に帰結する問題を扱うのに十分な措置を民法が有することを示した。

ここで、並行輸入に対して不正競争を扱う行政犯罪法第14.33条の規定を適用するのは可能かという議論も始まっている。

その間、並行輸入に関してより多くの民事訴訟が提起され、これらの事件のうちには並行輸入を禁じたものもあった。ロシアでは普通法が存在しないため、司法実務の傾向を特定するのは困難であった。最終的には、これらの事件の1つが全ての審級を経ることとなった。破棄審は並行輸入の禁止を容認した。その事件は並行輸入業者によって監督審（最高仲裁裁判所）に上訴されたが、監督審は（2010年8月において）当該事件を審理のために最高仲裁裁判所幹部会に送る理由を見出さなかった（より詳しい手続については「民事訴訟」の項を参照）。これは商標権者にとって重大な判決であった。不安定な数年を経た現在では、ロシアにおいて並行輸入は禁止されていると考えてよいであろう。第一審裁判所が最高仲裁裁判所の判断に反する判決を下すことは、実際上あり得ない。

独占取締機関

独占取締機関は、知的財産権者が利用することのできる他の有効な権利行使手段である。独占取締機関はロシアでは比較的新しい体系にあり、市場経済の需要から生じた。国内経済に反トラスト障壁を設けるといふその主要任務を離れ、独占取締機関は知的財産分野で大きな影響力を有しており、特に不正競争の防止に

有効である。機関の本部はモスクワに置かれており、また非常に多くの支部（地方又は地域）を有することから、ロシア全土で利用可能な状態にある。

独占取締機関の運営は競争保護法に基づく。

不正競争事件について独占取締機関に訴えるには、知的財産権者は機関の支部に請願書を提出しなければならない。独占取締機関は自発的に事件を開始させることもできるが、大抵は知的財産権者の苦情をもとに発動する。

請願書には違反行為を明らかにした文書を添付しなければならない。申立人及び被疑者に関する情報と、不正競争事件の詳細な説明とを含めなければならない。

請願書は1ヶ月のうちに審査されなければならない（実質上必ずしもそうではなく、ある種の応答のみが与えられる）。違反行為の証拠がないか又は不十分である場合は、独占取締機関は請願書の審査期間をその提出日から3ヶ月に延長することができる。独占取締機関がその管轄権の範囲において行政犯罪が存在する可能性を見出した場合は、議長によって率えられる特別委員会が設置される。委員会は審理において文書の提出を求め、関係当事者からの説明を要求することができる。専門家の知識を要する事項があれば、委員会は関連する専門家に対して報告書の作成を求めすることもできる。実際は、独占取締機関は裁判所類似の組織として行動する。独占取締機関による事件の審理には数ヶ月を要する場合もある。

事件の審理において委員会が犯罪の存在を見出した場合は、委員会はその事件を更なる訴追のために法の執行機関に引き渡す。

委員会の判断は指令の形態で発行される。指令には権利侵害を停止すべき命令が含まれ、犯罪者に対して侵害停止までの妥当な期間が与えられるとともに、侵害者が委員会の指令に応ずるためにとるべき特定の行為の一覧が示される。

指令は上記の期間内に実行されなければならない。万一侵害者が自身の責任から逃れ、そうでなければ指令に応じないならば、更なる行政措置（罰金）がとられる。侵害者が一向に法に服しないならば、その責任は刑事犯罪にまで発展しかねない。

独占取締機関の決定に対する不服は裁判所（普通又は商事）に訴えることができる。裁判所への訴えは委員会指令の発行から3ヶ月以内になされなければならない。

模倣品が市場に出回るのを防ぎ自身の知的財産権を保持するために企業は何をすべきか？

ロシアは日本のビジネスにとって魅力があり、益々多くの日系企業がロシア市場に参入するとともに、彼らの知的財産をライセンス供与し又はロシア域内での生産を準備していることは、目に見えるほどに明らかである。我々が経験した日本人の実務家及び法律家との多くの接触から、彼らは明らかにロシア人との協力に関心を抱いているものの、ロシア法に関する知識の不足から、自身の権利が適切に保護され得るのか確信を持ってない。この見解は、彼らの本国にいる同僚達から送られてくる否定的な情報によってときに悪化する。ロシア法が完全でないことを否定するものはなく、また多くの煩雑な手続と他の否定的な状況とが存在するものの、ある特定の状況をいつ検討しようとも、否定的な結果というものが、知的財産権者が誤ったステップを踏み又は正しいステップを踏まなかったことによって生じることがしばしばであることも指摘されなければならない。

従って、市場に参入する前に幾つかの簡単なルールについて知らなければならない。初めに、ロシアの商標制度は登録制度であり、仮に商標が登録されないままにロシア国内で使用されたならば、登録における優越性が得られないことである。他の何人もその商標を自己の名義で登録することができる。その登録に対抗し（独占取締機関を介する）、これを取り消す手段も存在するが、これには多くの労力と費用とがかかり、また全ての事件でなし得るわけではない。商標剽窃者の活動はある程度取まっているものの、リスクが存在する。商標が登録された場合は、それは適切に使用、即ち商標権者又はライセンシーによって使用されなければならない（ライセンスは特許庁に登録する必要がある）。使用は適切に文書化されるべきである（文書は使用される商標を表すものでなければならない）。税関書類（貨物宣言書）にも商標が表される必要がある。不使用による取消は、商標剽窃者がよくする「気晴らし」である。商標が流通業者によって使用される場合は、ライセンスは必要とされないが、商標権者は当該使用が自身の監督下にあることを立証可能でなければならない。供給業者の系列網が存在する場合に、商標権者が商標の使用を網全体に亘って監督していることを十分な説得力で証明できないこともしばしばである。そのような目的のため、商標権者から始まる仲介

業者の系列網（“chain”）におけるいずれの2つの目（“link”）の間でも契約を交わし、各契約について商標を示すことが必要である。これがなされたならば、商標権者が商標の使用を監督していることを証明し、商標権の取消を回避するのは容易である。

殆どの模倣品は税関を通じてロシア国内に入ってくる。ロシアの模倣品製造業者はそのような物品の品質劣悪について責任を負っている。従って、水際措置について特別な注意を払うことが特に重要である。物品が少量である場合に、商標権者はしばしば税関の通知に対して応答しないか、措置を講じないことを好む。このような状況はロシアのみに特徴的なわけではない。米国の James R. Davis II は、題名 “Fighting back…” との自身の論文のなかで次のように指摘している。「侵害の通知を決まって無視するブランドの所有者以上に法の執行を妨げ、税関職員を落胆させるものはない。にもかかわらず、…政府職員に対して、問題が報告された後でさえも知的財産権者が行動を起こすことに殆ど関心を示してこなかった場合にまで、ブランドを保護するのに彼らの能力と時間とが費やされることを期待されているはずもない。」(Landslide,

July/August 2010, a publication of the ABA Section of Intellectual Property Law) これに勝るコメントを一体誰ができよう！我々にも分かるように、このアプローチは国内で警察によって繰り返される侵害事件についても言及している。

侵害事件があったときはいつでも、誰が侵害者であるか及び他の状況を考慮してどのような訴訟を提起すべきかを定めることも必要である。侵害者が小さな会社又は個人の企業である場合は、適時且つ適切な措置が、ときに前もって講じられなければならない。行政訴訟は、事件がより短期間しか続かず、侵害者にとって逃亡し及び責任を逃れる機会が少ないため、大抵において提訴すべきである。民事訴訟は、侵害者が大規模且つ安定した企業であり、請求した賠償が支払われる公算が高い場合に提訴するのが好ましいであろう。

まとめると、知的財産権者がロシアにおいてビジネスを行い、権利の保護を望むならば、そのようにするあらゆる機会が与えられる。意志あるところに道はあり！

(原稿受領 2010. 9. 16)

